

議案第54号

小野市営土地改良事業等及び県営土地改良事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例の制定について

小野市営土地改良事業等及び県営土地改良事業分担金徴収条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年11月27日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

土地改良法の改正に伴い、引用箇所における条ずれの改正等が必要な
ため。

小野市営土地改良事業等及び県営土地改良事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例

小野市営土地改良事業等及び県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和
39年小野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名中「小野市営土地改良事業等」を「小野市営土地改良事業」に改
める。

第1条中「又は自治振興事業（以下「市営土地改良事業等」という。
）」を「（以下「市営土地改良事業」という。）」に改める。

第2条第2項及び第3条中「市営土地改良事業等」を「市営土地改良
事業」に改める。

第4条第1項中「市営土地改良事業等」を「市営土地改良事業」に改
め、同条第3項中「市営土地改良事業等」を「市営土地改良事業」に、
「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。